

一宮監公表第10号

平成28年2月26日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 森利明

一宮市監査委員 平松邦江

#### 病院事業部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、病院事業部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

# 病院事業部の定期監査及び行政監査結果報告

## 1 監査対象

病院事業部（経営企画課、市民病院、木曾川市民病院）の財務事務及び行政事務の状況並びに施設の管理状況

（監査対象の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日まで）

## 2 監査場所

監査事務局、市民病院及び木曾川市民病院

## 3 実施年月日

平成 28 年 1 月 6 日から平成 28 年 2 月 23 日まで

## 4 監査方法

- （1）書類の審査
- （2）資料に基づく説明の聴取
- （3）施設の現況調査

## 5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに施設、備品の維持管理等について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、病院事業管理者、病院事業部長、次長、木曾川市民病院事務局長及び担当課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、施設及び貯蔵品の管理についてもおおむね良好になされていた。しかし、契約手続に係る事務の執行状況、器械及び備品の管理状況については、不備が少なからず見受けられ、適正とは言えない状態であった。速やかに適切な処置を講ずることが望まれる。一部で見受けられた留意事項については、各部局について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下各部局等について記述する。

組織及び事務分掌は、平成 27 年 11 月 30 日現在のものを掲載した。

◎ 病院事業部及び経営企画課

1 組織及び事務分掌

○ 病院事業部

組 織	事 務 分 掌
病院事業部長 1名 病院事業部次長 1名	○病院事業の経営分析、経営改善及び整備計画に関すること。 ○経営健全化計画に関すること。 ○医療の安全対策に関すること。 ○市議会に関すること。 ○市立病院事務部門の指揮監督に関すること。
計	3名（病院事業管理者を含む）

○ 経営企画課

組 織		事 務 分 掌
課 長 （ 兼 務 ）  1 名	副主監（兼務） 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部内の事務事業の企画、調整及び進行管理に関すること。</li> <li>○人事及び給与に関すること。</li> <li>○条例、管理規程、告示、通達等に関すること。</li> <li>○市議会に関すること。</li> <li>○文書事務の総括に関すること。</li> <li>○職員の労務管理及び安全衛生管理に関すること。</li> <li>○勤務条件及び労働協約に関すること。</li> <li>○公印の保管に関すること。</li> <li>○広報及び公聴に関すること。</li> <li>○前記に掲げるもののほか、他課に属さないこと。</li> <li>○部内の経営状況の分析及び改善に関すること。</li> <li>○予算及び決算に関すること。</li> <li>○出納その他の会計事務に関すること。</li> <li>○企業債その他資金計画に関すること。</li> <li>○契約に関すること。</li> <li>○高額医療機器及び薬品等の共同購入に関すること。</li> <li>○固定資産(物品等)の取得、管理及び処分に関すること。</li> <li>○その他経営に係る調査、分析及び研究に関すること。</li> </ul>
	主 査（兼務） 5名	
	主 任（兼務） 5名	
	主 事（兼務） 5名	
	書 記（兼務） 1名	
計 19名		

(注) 職員については、市民病院事務局管理課の職員を計上した。

## 2 予算執行状況

収入・支出については一宮市病院事業会計（市民病院）に含まれている。

当部局の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

### [留意事項]

- (1) 経営計画及び会計処理に関する指導業務委託契約において、見積書の提出依頼に係る決裁が作成されていなかった。意思決定に係る書類は省略すべきではないので、必ず決裁を作成して決裁権者の承認を得られたい。また、同契約において、1者からの見積りによる随意契約とする理由が、契約締結に係る決裁に記載されていなかった。必要事項は漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

◎ 市民病院

1 組織及び事務分掌

○ 診療局

組 織	事 務 分 掌
標榜科数 28科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○患者の診療に関すること。</li> <li>○医学の研究に関すること。</li> <li>○医療器械及び器具の管理に関すること。</li> <li>○診療録その他医療文書に関すること。</li> <li>○各種理学医療に関すること。</li> <li>○前記に掲げるもののほか、医務に関すること。</li> </ul>
医師 114名	
嘱託（医師） 31名	
看護師 2名	
医療技師 4名	
臨時（医療技師） 2名	
計 165名	
(院長、副院長4名、診療局長7名を含む、兼務者は主たる所属で集計)	

○ 薬剤局

組 織	事 務 分 掌	
副 薬 剂 局 長 1 名	副主監 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○薬品の調剤及び製剤に関すること。</li> <li>○薬品の管理に関すること。</li> <li>○麻薬の管理に関すること。</li> <li>○薬品の理化学的試験及び検査に関すること。</li> <li>○処方せんの整理及び保管に関すること。</li> <li>○器械、器具、薬品等の管理に関すること。</li> <li>○前記に掲げるもののほか、薬務に関すること。</li> </ul>
	薬剤師 28名	
	臨時（薬剤師） 1名	
計 33名（薬剤局長を含む）		

○ 医療技術局

組 織		事 務 分 掌
医療技術局長（兼務）1名	放射線技術室 32名	○レントゲン、CT、MRI等撮影及び画像処理に関すること。 ○器械、器具、薬品等の管理に関すること。 ○前記に掲げるもののほか、放射線照射に関すること。
	技師長 1名	
	副技師長 2名	
	医療技師 28名	
	臨時（労務員） 1名	
	臨床検査室 43名	○生化学、細菌、病理その他医学的検査に関すること。 ○血液の管理に関すること。 ○器械、器具、薬品等の管理に関すること。
	技師長 1名	
	副技師長 2名	
	医療技師 29名	
	看護師 1名	
	臨時（医療技師） 5名	
	嘱託（医療技師） 3名	
	臨時（補助員） 2名	
	リハビリテーション室 41名	○患者の理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に関すること。 ○器械、器具等の管理に関すること。 ○前記に掲げるもののほか、理学、作業及び言語聴覚に関すること。
技師長 1名		
副技師長 1名		
医療技師 33名		
看護師 1名		
補助員 1名		
臨時（医療技師） 3名		
臨時（労務員） 1名		
臨床工学室 15名	○生命維持管理装置の操作及び保守点検に関すること。 ○各種医療機器の保守点検に関すること。 ○器械、器具、薬品等の管理に関すること。 ○前記に掲げるもののほか、臨床工学に関すること。	
技師長 1名		
副技師長 1名		
医療技師 12名		
臨時（医療技師） 1名		

（次ページへ続く）

栄養管理室	5名	○献立及び調理に関すること。 ○栄養及び食事に係る指導及び相談に関すること。 ○調理場の管理及び食品衛生に関すること。
技師長（兼務）	1名	
栄養士	4名	
臨時（栄養士）	1名	
臨床心理室	1名	○患者及びその家族の臨床心理的支援に関すること。 ○前記に掲げるもののほか、臨床心理に関すること。
医療技師	1名	
計		137名（兼務者は主たる所属で集計）

○ 看護局

組 織		事 務 分 掌	
副看護局長4名（うち兼務1名）	助産師	27名	○患者の看護に関すること。 ○病室の整理に関すること。 ○手術室及び中央材料室における医療器械及び器具の整備及び保管に関すること。 ○看護教育及び研修に関すること。 ○前記に掲げるもののほか、看護に関すること。
	看護師	559名	
	（うち兼務	8名）	
	臨時（看護師）	23名	
	臨時（助産師）	1名	
	准看護師	8名	
	臨時（准看護師）	1名	
	補助員	20名	
	臨時（保育士）	1名	
臨時（看護補助）	8名		
計		644名（看護局長を含む。兼務者は主たる所属で集計）	

○ 医療安全管理室

組 織		事 務 分 掌
副室長 2名 (うち兼務1名)	副室長補佐(兼務) 1名	○医療の安全確保に関すること。 ○医療の安全管理のための研修に関すること。
	医療技師(兼務) 3名	
	看護師 2名	
	主 事 1名	
	安全管理指導員 3名	
計		7名(兼務者は主たる所属で集計)

○ 医療情報管理室

組 織		事 務 分 掌
室長 (兼務) 1名・ 副室長 (兼務) 1名	医療技師(兼務) 2名	○医療情報システムに関すること。 ○医療情報提供及び操作等研修に関すること。
	薬剤師(兼務) 1名	
	看護師 1名	
	主 査 1名	
	主 任 1名	
	主 事 1名	
計		4名(兼務者は主たる所属で集計)

○ 地域医療連携室

組 織		事 務 分 掌
室長 (兼務) 1名・ 副室長 (兼務) 2名	副室長補佐(兼務) 1名	○地域の医療機関との連携の充実に関するこ と。 ○医療に関する相談に関すること。 ○患者及びその家族の自立支援に関すること。 ○前記に掲げるもののほか、地域医療の連携に 関すること。
	看護師 1名	
	主 任 3名	
	主 事 6名	
	書 記 1名	
	嘱託(副室長) 1名	
	臨時(看護師) 2名	
計		14名(兼務者は主たる所属で集計)

○ 事務局

◇ 管理課

組 織		事 務 分 掌
課           長           1           名	総務人事グループ 9名	○予算及び決算に関すること。 ○会計伝票、帳簿及び証拠書類の整理保管に関すること。
	副 主 監 1名	
	主 査 3名	○企業債及び一時借入金に関すること。
	主 任 2名	○業務及び経理状況の報告に関すること。
	主 事 2名	○前記4項目に掲げるもののほか、経理に関すること。
	書 記 1名	
	財務経理グループ 6名	○物品の購入及び納品の検査に関すること。 ○物品の出納保管に関すること。 ○不用物品の処分に関すること。
	副 主 監 1名	
	主 査 2名	○前記3項目に掲げるもののほか、用度に関すること。
	主 任 1名	
	主 事 2名	○公印の保管並びに文書の收受、発送及び保存に関すること。
	用度契約グループ 4名	○医師等の採用事務及び職員の出張に関すること。 ○職員の研修及び福利厚生に関すること。
副主監（再掲）1名	○当直業務に関すること。	
主 査 1名	○院内の警備及び取締りに関すること。	
主 任 2名	○医療法規に基づく諸手続に関すること。	
主 事 1名	○各種統計及び報告に関すること。	
施設グループ 3名	○所属施設の管理及び営繕に関すること。	
副 主 監 1名	○電気工作物、機械設備等の管理に関すること。	
主 査 1名	○前記に掲げるもののほか、他課に属さないこと。	
嘱託（技能員）1名		
計 23名		

\*事務局長及び事務局次長は、病院事業部長及び病院事業部次長が兼務。

◇ 業 務 課

組 織		事 務 分 掌
課           長           1           名	医事企画グループ 4名	○診療報酬その他収入の調定に関する事 ○各種診療契約及び料金請求に関する事
	副 主 監 1名	○未収金整理に関する事
	主 査 1名	○過誤納金の還付に関する事
	主 任 1名	○医療統計に関する事
	主 事 1名	○診療録（レントゲンフィルム、心電図及び脳波図を含む。）の整理及び保存に関する事
	医療サービス グループ 18名	○入退院に関する事
	副主監（再掲） 1名	○入院患者に係る診療報酬その他請求明細書の処理に関する事
	主 査 3名 （うち兼務 1名）	○患者の受付（投薬受付、リハビリテーション、放射線及び臨床検査受付を除く。）に関する事
	主 任 3名 （うち兼務 2名）	○外来患者に係る診療報酬その他請求明細書の処理に関する事
	主 事 6名 （うち兼務 4名）	○前記に掲げるもののほか、入院業務及び外来業務に関する事
	書 記 1名	○病院事業の経営状況の分析及び改善に関する事
	臨 時 12名 嘱託（兼務） 3名	○その他経営に係る調査、分析及び研究に関する事
計	23名（兼務者は主たる所属で集計）	

## 2 予算執行状況

### ○ 一宮市病院事業会計（市民病院）

#### （１）収益的收入及び支出

##### 収益的收入

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
	円	円	円	円	円	%	%
1・1・1 入院収益	11,728,720,000	7,341,895,870	5,460,538,812	0	1,881,357,058	62.6	74.4
1・1・2 外来収益	5,362,000,000	3,489,696,012	2,665,233,421	0	824,462,591	65.1	76.4
1・1・3 その他の 医業収益	324,591,000	196,741,992	170,009,701	0	26,732,291	60.6	86.4
1・2・1 受取利息	4,800,000	3,002,299	3,002,299	0	0	62.5	100.0
1・2・2 補助金	71,906,000	0	0	0	0	0.0	—
1・2・3 負担金・交付金	1,310,675,000	0	0	0	0	0.0	—
1・2・4 患者外 給食収益	1,488,000	459,450	421,470	0	37,980	30.9	91.7
1・2・5 保育収益	10,741,000	6,406,610	5,462,610	0	944,000	59.6	85.3
1・2・6 その他の 医業外収益	98,069,000	67,128,059	63,561,599	0	3,566,460	68.4	94.7
1・2・7 長期前受金 戻入	246,351,000	164,220,000	164,220,000	0	0	66.7	100.0
1・3・1 過年度収益	100,000	368,020	368,020	0	0	368.0	100.0
計	19,159,441,000	11,269,918,312	8,532,817,932	0	2,737,100,380	58.8	75.7

収益の支出

区分 科目	予算現額 (A)	予算執行額 (B)	予算残額 (C)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$
1・1・1 給 与 費	円 8,839,666,000	円 4,835,476,090	円 4,004,189,910	% 54.7
1・1・2 材 料 費	4,719,800,000	2,941,897,170	1,777,902,830	62.3
1・1・3 経 費	3,230,972,000	1,966,902,017	1,264,069,983	60.9
1・1・4 減 価 償 却 費	1,740,301,000	1,160,168,000	580,133,000	66.7
1・1・5 資 産 減 耗 費	5,150,000	0	5,150,000	0.0
1・1・6 研 究 研 修 費	60,956,000	46,277,781	14,678,219	75.9
1・2・1 支 払 利 息	247,014,000	123,520,254	123,493,746	50.0
1・2・2 患 者 外 費 給 食 材 料 費	905,000	317,952	587,048	35.1
1・2・3 保 育 費	52,196,000	43,014,705	9,181,295	82.4
1・2・4 消 費 税 等	15,209,000	0	15,209,000	0.0
1・2・5 長 期 前 払 消 費 税 償 却	59,129,000	39,416,000	19,713,000	66.7
1・2・6 雑 損 失	386,082,000	200,000	385,882,000	0.1
1・3・1 過 年 度 損 失	40,000,000	20,478,413	19,521,587	51.2
1・3・2 そ の 他 特 別 損 失	2,962,000	0	2,962,000	0.0
1・4・1 予 備 費	100,000	0	100,000	0.0
計	19,400,442,000	11,177,668,382	8,222,773,618	57.6

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
1・1・1 一般会計 負担金	円 263,341,000	円 0	円 0	円 0	円 0	% 0.0	% -
1・2・1 寄附金	100,000	0	0	0	0	0.0	-
計	263,441,000	0	0	0	0	0.0	-

資本的支出

区分 科目	予算現額 (A)	予算執行額 (B)	予算残額 (C)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$
1・1・1 資産購入費	円 282,190,000	円 107,721,981	円 174,468,019	% 38.2
1・1・2 リース資産購入費	450,004,000	293,878,518	156,125,482	65.3
1・1・3 建設費	77,466,000	0	77,466,000	0.0
1・2・1 企業債償還金	464,671,000	230,925,036	233,745,964	49.7
計	1,274,331,000	632,525,535	641,805,465	49.6

当病院の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

○ 医療情報管理室

[留意事項]

(1) 契約事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 電子カルテパソコンハード保守契約において、複数年度にわたる契約を締結しているにもかかわらず、債務負担行為の手続をしていなかった。経費の支出が次年度以降に伴う契約を締結する場合は、債務負担行為として予算措置を講ずるよう留意されたい。

イ カルテ管理システムにおける所在管理機能の追加委託業務契約において、  
 決裁前に契約を締結していた。また、契約期間の記載誤りがあった。契約  
 の締結にあたっては、決裁権者の承認を得られた後に締結するとともに、  
 契約書の内容確認を徹底されたい。

ウ 電子カルテ等病院情報システム運用支援委託業務契約始め8契約において、  
 契約書で定めている提出物が提出されていなかった。契約に基づく提  
 出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、受領した  
 提出物は決裁を採り、業務が的確に遂行されているか内容を確認されたい。

エ 病院情報システムソフトウェア保守委託業務に係る変更契約において、  
 契約書の住所及び法人名欄の記載が「一宮市文京2丁目2番22号 一宮市  
 立市民病院」となっていた。「一宮市本町2丁目5番6号 一宮市」と訂正  
 し、一宮市による契約であることを明確にされたい。

(2) 病院実習生に電子カルテシステム等を利用させる場合、電子カルテシステ  
 ム等利用申請書兼個人情報保護誓約書を提出させ、利用を許可しているが、  
 決裁が採られていないものがあつた。また、決裁が採られているものについ  
 ては、伺い文がなく、閲覧を許可することとした意思決定が明確になつてい  
 なかった。個人情報保護の観点から、電子カルテシステム等の利用には十分  
 留意されるとともに、必要な決裁は漏れなく明確に行うよう的確な事務処理  
 をされたい。

## ○ 地域医療連携室

### [留意事項]

(1) 病診連携システム保守業務契約において、契約書に、一括再委託の禁止条  
 項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていな  
 かった。不適切な再委託等が行われることを防止するため、契約書には必要  
 事項を漏れなく記載されたい。

## ○ 事務局

### ◇ 管理課

### [留意事項]

(1) 契約事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を  
 期されたい。

ア メディネットシステム利用契約始め4契約において、見積書の提出依頼  
 に係る決裁が作成されていなかった。意思決定に係る書類は省略すべきで

はないので、必ず決裁を作成して決裁権者の承認を得られたい。

イ 愛知県医師会無線システムの保守契約始め 13 契約及び随意契約による医療用機器の賃貸借契約において、随意契約理由や適用条項、1 者からの見積りによる随意契約とする理由が、見積書の提出依頼に係る決裁や契約締結に係る決裁等に記載されていないものや、随意契約の適用条項の記載誤りがあった。必要事項は漏れなく正しく記載し、的確な事務処理をされたい。

ウ 一宮市立市民病院内保育所運営委託契約は、母子福祉団体との随意契約で、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号に該当する契約であるが、契約締結に係る決裁で、適用条項を地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号と誤認したため、一宮市契約規則第 54 条の 3 で定める公表が行われていなかった。随意契約をする場合には、適用条項を正しく記載するとともに、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号に該当する随意契約をする場合には、契約締結の事前事後に公表されたい。

エ 立体画像診断治療装置の賃貸借契約において、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号による随意契約としているが、予定価格が見積書の提出依頼に係る決裁に記載されていなかった。少額随意契約とすることができるか否かは、予定価格から判断する必要があるので、決裁で予定価格を明らかにするとともに、必要事項は漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

オ 褥瘡対策体圧分散マットレスの賃貸借契約始め 5 契約において、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号による随意契約が締結されていたが、その性質又は目的が競争入札に適さないとは言えず、入札する時間の余裕もあるため、競争入札により契約締結されたい。

カ 長期継続契約を締結している愛知県医師会無線システムの賃貸借契約始め 2 契約において、長期継続契約として認められるには、「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の条件を付す必要があるが、契約書にこのような条項が定められていなかった。必要条項は漏れなく記載されたい。

キ 長期継続契約を締結している愛知県医師会無線システムの賃貸借契約において、一宮市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 3 条で、「長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5 年以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。」と定められており、ただし書を適用し、契約期間を 6 年としているが、決裁が作成さ

れておらず、承認に係る意思決定が明確になっていなかった。意思決定に係る書類は省略すべきではないので、必ず決裁を作成して決裁権者の承認を得られたい。

ク 愛知県医師会無線システムの保守契約において、契約者が、一宮市の代表者である一宮市病院事業管理者とすべきところ、一宮市立市民病院長となっていた。契約の締結にあたっては、契約締結の権限を持つ管理者名で行われたい。また、契約書に暴力団等排除条項が記載されていなかったの  
で、必要条項は漏れなく記載されたい。

ケ MRI（1.5T）装置 **Signa HDxt Optima Edition** の保守点検業務委託契約において、契約書で、業務の一部又は全部を、契約の相手方の指定する第三者に委託することができると定められていた。業務の全部を第三者に再委託させることは望ましくない  
ので、適切な内容で契約を締結されたい。また、業務の一部を再委託する場合は、事前に市の承諾を得るよう契約書を改められたい。

コ ボイラ等定期検査業務契約始め3契約において、再委託をする場合には事前に市の承諾を必要としているが、市の承諾がないにもかかわらず、契約業者ではない業者により点検されていた。再委託が必要な場合には、契約書の規定に従い承諾願を提出するよう契約の相手方を指導されたい。

サ 一宮市立市民病院清掃業務請負契約において、見積提出時に定められた提出書類を提出していない業者があった。業者選定にあたっては、契約事務の公平性を確保するため、提出書類の確認を徹底されたい。

シ リネン類洗濯業務及びメッセージ業務委託契約始め5契約において、契約書で定めている提出物が提出されていなかったものや、提出物の記載内容が一部漏れていたものがあった。また、患者送迎バス運行業務委託契約において、提出された提出物について、決裁が採られていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、提出物については内容確認を徹底し、決裁を採られたい。

ス 中材業務・内視鏡センター助手業務・臨床工学室助手業務及び院外滅菌業務委託契約において、仕様書に「別紙参照」とあるが別紙が添付されていなかった。契約の締結にあたっては、契約書の内容確認を徹底されたい。

セ トナーカートリッジ（再生）購入契約において、見積書及び契約書には会社印のみが押印されており、代表者印が押印されていなかった。契約書の作成にあたっては内容を確認し、的確な事務処理をされたい。

ソ 雑誌合冊製本の契約において、見積り時の条件を記した仕様書が契約書

に添付されておらず、一部の条件が漏れた契約内容となっていた。業務が確実に履行されるよう、見積り時に付した条件を契約書に漏れなく記載、添付し、適切な内容で契約を締結されたい。

タ 施設修繕工事については、契約書に、一宮市公共工事請負契約約款を添付しているが、その約款で提出を定めている完成届等が提出されておらず、監督員通知等も行われていなかった。必要書類は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、業務が的確に遂行されているか内容を確認されたい。また、相手方への通知も漏れなく行うよう的確な事務処理をされたい。

チ ボイラ等定期検査業務契約において、契約書に、業務の履行を確認するための報告書を提出させる規定がなかった。業務の履行が確認できるよう契約書で報告書の提出義務を定められたい。

(2) 器械及び備品のうち、事務用備品を任意に抽出し、現物確認したところ、5品が所在不明となっており、照合できなかった。再度点検を実施するなど、管理に万全を期されたい。

(3) 消防用設備について、次のような箇所が見られたので、至急対処するとともに、事務の万全を期されたい。

ア 南館A棟設置の消火器51本について、製造年から10年以上経過しており、取替えが必要であるにもかかわらず、取り替えられていなかった。早急に取り替えられたい。

イ 南館A棟1階の連結送水管について、製造年から10年以上経過しており、耐圧試験が必要であるにもかかわらず、実施していなかった。早急に点検されたい。

(4) 行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに、マスク自販機等が設置されていた。早急に設置業者に使用許可申請書を提出させるとともに、使用許可の手続を行われたい。

#### ◇ 業 務 課

##### [留意事項]

(1) 契約事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 病歴管理システム保守業務契約始め3契約において、契約書に、一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。不適切な再委託等が行われることを防止するため、

契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

イ 医療材料データベース「ウェブメディエ」使用契約において、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号による随意契約としているが、予定価格や随意契約の適用条項が見積書の提出依頼に係る決裁に記載されていなかった。少額随意契約とすることができるか否かは、予定価格から判断する必要があるので、決裁で予定価格を明らかにするとともに、必要事項は漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

ウ カルテ・レントゲンフィルム等運搬作業契約において、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号による随意契約が締結されていたが、その性質又は目的が競争入札に適さないとは言えず、入札する時間の余裕もあるため、競争入札により契約締結されたい。

◎ 木曾川市民病院

1 組織及び事務分掌

○ 診療局

組 織	事 務 分 掌
標榜科数 6科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○患者の診療に関すること。</li> <li>○医学の研究に関すること。</li> <li>○医療器械及び器具の管理に関すること。</li> <li>○診療録その他医療文書に関すること。</li> <li>○各種理学医療に関すること。</li> <li>○前記に掲げるもののほか、医務に関すること。</li> </ul>
医 師 5名	
計 6名（院長を含む、兼務者は主たる所属で集計）	

○ 薬剤局

組 織	事 務 分 掌
薬 剤 師 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○薬品の調剤及び製剤に関すること。</li> <li>○薬品の管理に関すること。</li> <li>○麻薬の管理に関すること。</li> <li>○薬品の理化学的試験及び検査に関すること。</li> <li>○処方せんの整理及び保管に関すること。</li> <li>○器械、器具、薬品等の管理に関すること。</li> <li>○前記に掲げるもののほか、薬務に関すること。</li> </ul>
計 4名（薬剤局長を含む）	

○ 医療技術局

組 織		事 務 分 掌
医療技術局長 (兼務) 1名	放射線技術室 4名	○レントゲン、CT、MRI等撮影及び画像処理に関すること。 ○器械、器具、薬品等の管理に関すること。 ○前記に掲げるもののほか、放射線照射に関すること。
	技師長 1名	
	医療技師 3名	
	臨床検査室 5名	○生化学、細菌、病理その他医学的検査に関すること。 ○血液の管理に関すること。 ○器械、器具、薬品等の管理に関すること。
	技師長 1名	
	医療技師 3名	
	臨時(医療技師) 1名	○患者の理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に関すること。 ○器械、器具等の管理に関すること。 ○前記に掲げるもののほか、理学、作業及び言語聴覚に関すること。
	リハビリテーション室 28名	
	技師長 1名	
	医療技師 26名	
臨時(医療技師) 1名		
医療技術局付 4名		
医療技師 3名		
栄養師 1名		
計 41名 (兼務者は主たる所属で集計)		

○ 看護局

組 織		事 務 分 掌
看護局長 1名・副看護局長 1名	看護師 72名	○患者の看護に関すること。 ○病室の整理に関すること。 ○手術室及び中央材料室における医療器械及び器具の整備及び保管に関すること。 ○看護教育及び研修に関すること。 ○前記に掲げるもののほか、看護に関すること。
	臨時(看護師) 12名	
	臨時(補助員) 21名	
計 107名		

○ 医療安全管理室

組 織		事 務 分 掌
室長（兼務）	1名	○医療の安全確保に関すること。
主 査	1名	○医療の安全管理のための研修に関すること。
計	1名（兼務者は主たる所属で集計）	

○ 事 務 局

◇ 業 務 課

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名 （ 兼 務 ）	庶務・経理グループ 4名	○市民病院事務局管理課の項及び市民病院事務局業務課の項に掲げること。 ○医療に関する相談に関すること。 ○患者及びその家族の自立支援に関すること。
	副 主 監 1名	
	主 査 1名	
	主 任 1名	
	主 事 1名	
	医事グループ 5名	
	副主監（再掲） 1名	
	主 査 2名	
	主 任 1名	
	主 事 2名	
計	10名（事務局長を含む）	

（注）事務局長は、業務課長事務取扱い。

## 2 予算執行状況

### ○ 一宮市病院事業会計（木曾川市民病院）

#### （1）収益的収入及び支出

##### 収益的収入

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
2・1・1 入院収益	円 1,405,060,000	円 888,196,327	円 651,434,596	円 0	円 236,761,731	% 63.2	% 73.3
2・1・2 外来収益	534,090,000	356,228,255	269,823,619	0	86,404,636	66.7	75.7
2・1・3 その他 医業収益	54,184,000	31,378,237	27,190,994	0	4,187,243	57.9	86.7
2・2・1 受取利息	1,808,000	996,773	996,773	0	0	55.1	100.0
2・2・2 負担金・交付金	225,737,000	0	0	0	0	0.0	—
2・2・3 患者外 給食収益	1,000	0	0	0	0	0.0	—
2・2・4 その他 医業外収益	6,782,000	5,246,848	5,007,922	0	238,926	77.4	95.4
2・2・5 長期前受金 戻入	38,370,000	25,568,000	25,568,000	0	0	66.6	100.0
2・3・1 過年度収益	100,000	0	0	0	0	0.0	—
計	2,266,132,000	1,307,614,440	980,021,904	0	327,592,536	57.7	74.9

収益の支出

区分 科目	予算現額 (A)	予算執行額 (B)	予算残額 (C)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$
2・1・1 給与費	円 1,277,865,000	円 702,550,317	円 575,314,683	% 55.0
2・1・2 材料費	402,446,000	233,012,506	169,433,494	57.9
2・1・3 経費	367,376,000	230,180,166	137,195,834	62.7
2・1・4 減価償却費	167,519,000	111,656,000	55,863,000	66.7
2・1・5 資産減耗費	2,608,000	976,464	1,631,536	37.4
2・1・6 研究研修費	4,756,000	2,794,948	1,961,052	58.8
2・2・1 支払利息	15,741,000	8,022,589	7,718,411	51.0
2・2・2 患者外費 給食材料費	1,000	0	1,000	0.0
2・2・3 保育費	1,300,000	0	1,300,000	0.0
2・2・4 消費税及び 地方消費税	3,958,000	0	3,958,000	0.0
2・2・5 長期前払 消費税償却	3,557,000	2,368,000	1,189,000	66.6
2・2・6 雑損失	22,528,000	0	22,528,000	0.0
2・3・1 過年度損失	2,000,000	200,209	1,799,791	10.0
2・4・1 予備費	100,000	0	100,000	0.0
計	2,271,755,000	1,291,761,199	979,993,801	56.9

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
2・1・1 一般会計 負担金	円 48,398,000	円 0	円 0	円 0	円 0	% 0.0	% -

資本的支出

区分 科目	予算現額 (A)	予算執行額 (B)	予算残額 (C)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$
2・1・1 改良費	円 40,268,000	円 0	円 40,268,000	% 0.0
2・1・2 資産購入費	25,730,000	9,472,912	16,257,088	36.8
2・1・3 リース資産購入費	25,458,000	17,040,629	8,417,371	66.9
2・2・1 企業債償還金	42,396,000	21,088,110	21,307,890	49.7
計	133,852,000	47,601,651	86,250,349	35.6

当病院の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

- (1) 時間外勤務手当及び特殊勤務手当について、算定誤りによる支給不足が4件あった。追加支給の手続をするとともに、手当の支給には万全を期されたい。
- (2) 契約事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 病院寝具賃貸借契約において、一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。不適切な再委託等が行われることを防止するため、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

- イ クリーンルーム環境測定及び環境クリーニング業務委託契約始め2契約において、契約書で、市の承諾を得て業務全部又は一部を第三者に再委託できるものとする定められていた。業務の全部を第三者に再委託させることは望ましくないので、適切な内容で契約を締結されたい。
- ウ 自動ドア保守管理業務契約において、年度ごとに契約を締結しているにもかかわらず、契約書に自動更新条項が付されており、単年度の契約期間が毎年度継続する内容となっていた。長期継続契約を締結できるものとして条例で定めている契約に該当しないため、自動更新条項を削除し、適切な事務処理をされたい。
- エ 長期継続契約を締結している愛知県医師会無線システムの賃貸借契約始め2契約において、長期継続契約として認められるには、「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の条件を付す必要があるが、契約書にこのような条項が定められていなかった。必要条項は漏れなく記載されたい。
- オ 長期継続契約を締結している愛知県医師会無線システムの賃貸借契約において、一宮市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3条で、「長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。」と定められており、ただし書を適用し、契約期間を6年としているが、決裁が作成されておらず、承認に係る意思決定が明確になっていなかった。意思決定に係る書類は省略すべきではないので、必ず決裁を作成して決裁権者の承認を得られたい。
- カ 愛知県医師会無線システムの保守契約において、契約書に暴力団等排除条項が記載されていなかった。必要条項は漏れなく記載されたい。
- キ クリーンルーム環境測定及び環境クリーニング業務委託契約始め2契約において、見積り時の条件を記した仕様書が契約書に添付されておらず、一部の条件が漏れた契約内容となっていた。業務が確実に履行されるよう、見積り時に付した条件を契約書に漏れなく記載、添付し、適切な内容で契約を締結されたい。
- ク CT造影剤注入装置点検業務契約において、一宮市契約規則第5条第1項で、契約書に契約代金の支払いの時期及び方法を記載しなければならないと定められているが、記載されていなかった。必要事項は漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。
- ケ ユニバーサル冷却遠心機購入に係る契約において、入札を2回実施した

ものの予定価格に達せず不調となり、その後、最低入札価格を入れた者と価格交渉を行い、契約を締結しているが、不落随意契約を選択することとした意思決定に係る決裁が作成されておらず、見積書を提出させていなかった。不落随意契約の決裁を採り、最低入札価格を入れた者から見積書を徴したうえで随意契約を締結されたい。

コ 病院寝具賃貸借契約始め4契約において、随意契約とする理由が契約締結に係る決裁に記載されていなかった。また、モップ・ロールタオル賃貸借契約始め2契約において、見積書の提出依頼に係る決裁に随意契約の適用条項の記載誤りがあった。随意契約理由等は漏れなく正しく記載し、的確な事務処理をされたい。